

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	T E L	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
9 / 13 （水） 14:00	環境部環境整備課 丹波県民局県民 交流室環境課	078-362-9089 0795-73-3773	環境整備課長 高原 伸兒 （廃棄物規制班長 松林 雅之） 副局長兼県民交流室長 柳瀬 長明 （室長補佐兼環境課長 石倉 洋介）	県政記者クラブ 丹波県民局

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

令和5年9月13日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2及び同法第15条の3の規定により、行政処分を行った。

記

1 行政処分の内容

(1) 被処分者

住 所 兵庫県丹波市氷上町新郷224番地
名称及び代表者 氷上テクノ有限会社 取締役 北野 峻志

(2) 処分の内容 産業廃棄物処分業許可、産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可の取消し

(3) 処分年月日 令和5年9月13日

2 兵庫県の許可内容

<ul style="list-style-type: none"> 許可の種類 許可の年月日 許可番号 取扱産業廃棄物の種類 	産業廃棄物処分業（中間処理業） 平成30年9月17日 第02828132757号 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） 以上7種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
<ul style="list-style-type: none"> 許可の種類 許可の年月日 許可番号 取扱産業廃棄物の種類 （積替え・保管を含まない） （積替え・保管を含む） 	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含む） 令和4年1月9日 第02818132757号 汚泥（水銀含有ばいじん等又は石綿含有産業廃棄物を除く）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上11種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く） 以上8種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
<ul style="list-style-type: none"> 許可の種類 許可の年月日 許可番号 施設の種類の種類 取扱産業廃棄物の種類 	産業廃棄物処理施設 平成19年7月10日 第192101号 廃プラスチック類の破碎施設（施行令第7条第7号） 木くずの破碎施設（施行令第7条第8号の2） 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず 以上2種類

3 処分の理由

被処分者の元役員は、罰金の刑に処せられ、令和3年3月31日にその刑の執行が終了し、その日から5年を経過しないため。